

前橋市監査委員公表第11号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年8月4日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	須 賀 博 史
同	新 井 美咲子

都市計画部工事監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和5年4月12日～令和5年7月11日

措置通知書提出日 令和5年7月24日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：建築住宅課】</p> <p>1 施設の安全面について（要望事項）</p> <p>(1) 屋外階段について （仮称）福祉作業所新築建築工事において、屋上はメンテナンス業者のみが使用し一般利用は想定していないことから、屋上には転落防止用の手すりを設置するなどの安全対策は設けられていない。 メンテナンス用の屋外階段は避難用を兼ねており、万が一利用者が屋外階段に出た場合、2階から屋上へは柵等の設置がなく、自由に屋上へ行き来できる状況で危険である。 については、利用者が屋外階段に出た場合に、容易に2階から屋上に行けないような安全対策を講じられたい。</p> <p>(2) 2階窓の転落防止について （仮称）福祉作業所新築建築工事において、2階の開閉可能な窓には床面から1.15mの高さに手すりの設置が計画されているが、福祉作業所及び心身障害者福祉センターという用途を考慮すると、利用者が不用意な窓の開閉により転落する危険性があるため、窓の開閉について、更なる安全対策を講じられたい。</p> <p>2 施設の計画について（要望事項）</p> <p>(1) 木材の利用の促進に関する方針の運用について （仮称）福祉作業所新築建築工事において、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」により、本市でも「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を定めており、低層建築物の建築構造材料及び内装材について地域産木材の利用を促進することとしている。 そのため、内装材においては比較を行っていたが、建築構造材料の比較において、鉄骨造と鉄筋コンクリート造の比較は行っているが、木造との比較は行っていなかった。</p>	<p>監査結果に基づき、利用者が屋外階段に出た場合に、容易に2階から屋上に行けないようチェーンを設置することを決定した。</p> <p>監査結果に基づき、窓の開閉について更なる安全対策として、片引き窓のレールに開口幅を制限するストッパーを設置することを決定した。</p> <p>監査結果に基づき、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」について、所管課である農村整備課と協議を行い、今後、同様の基本設計業務を委託する際は、同方針にのっとり、建築構造材料について、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造に加え、木造も比較を行うことを決定し、課内で情報共有した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>今後は、同法及び同方針にのっとり、建築構造材料について、木造、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造の比較をされたい。</p>	